

たな卸しシート

平成22年(2010年)10月31日(日) 9:30~10:50 第2会場	
施策名: 歴史環境の保全および都市景観の 保全・創造	テーマ: 景観形成推進における市の役割
担当課(室): 環境政策室	担当者: 滑田悦子

1. 施策の展開に向けた戦略について

(1) 施策の使命 まちの個性をいかした「魅力ある都市空間の創出」「心に響く文化空間の創造」「都市の顔づくり・地域の顔づくり」をめざし、次世代へ継承していく。
(2) 施策の使命を達成するための現在の資源配分の考え方 他の職務との兼務で2名の担当を置いているが、専任の職員は配置していない。 条例制定や、表彰制度などの企画部門、住民活動の支援などは環境部で行い、大規模建築物等の景観届出制度(協議)は、まちづくり推進部で行っている。
(3) テーマと施策との関係 都市景観の保全・創造を進めるための施策展開を行っている。

2. テーマについての現状

(1) 現状(取組内容)
昭和63年 「都市景観形成基本計画」を策定
平成元年度~平成3年度 景観形成の手引きとなる「アーバン・デザイン・マニュアル」シリーズを発行
平成元年度 市民公募により「とよなか百景」を選定
平成4年度 「豊中市都市景観要綱」の制定 「都市景観形成推進計画」の策定
平成5年度 「大規模建築物等の景観届出制度」開始 「第1回都市デザイン賞」の実施
平成7年度 「都市景観形成建築物」(第1号)の指定 「第2回都市デザイン賞」の実施
平成8年度 「屋外広告物景観形成ガイドライン」策定
平成9年度 永楽荘桜自治会地区景観協定の認定 「都市景観形成建築物」(第2号)の指定 「第3回都市デザイン賞」の実施
平成11年度 「都市景観条例」の制定(12年4月1日施行)
平成12年度 新千里南町3丁目住宅自治会地区景観協定の認定 「第4回都市デザイン賞」の実施
平成13年度 「とよなか百景」の見直し
平成14年度 条例に基づき「都市景観形成基本計画」を策定
平成15年度 「第5回都市デザイン賞」の実施
平成16年6月 「景観法」の制定(国)
平成17年度 「都市景観形成建築物」(第2号)の解除
平成18年度 「第6回都市デザイン賞」の実施

たな卸しシート

平成19年7月 景観法による「景観行政団体」となる
平成20年3月 市域全域を対象とした「景観計画」を策定
平成20年度 景観条例の改正
平成21年4月 景観計画、改正都市景観条例の施行

現在は、大規模建築物等の景観届出制度、景観セミナーの開催（年1回程度）などを行っており、23年度には、都市デザイン賞を開催する予定である。（募集は今年度から）

条例上の制度として、景観形成建築物は1件、景観形成協定（法による景観協定と区別するため名称変更）2地区の認定を行っている。

(2) 問題点・課題

1. 企画部門と指導部門とが異なるため、届出をする側にとって分かりづらい。
2. 景観法施行以前から景観行政を行っていたため、法の制度内容にそぐわないところがあり、同じような内容で法によるものと条例によるものとの2つの制度がある。
3. 住民などが景観形成やまちづくりをめざす活動への支援が複数あるため、住民にとって分かりにくくなっている。

(3) テーマにかかわる構成事業等に関する他部局、他セクターの類似事業

1. 景観協定、景観形成協定：建築協定、緑地協定
2. 景観重要建造物等、景観形成建築物等：文化財指定、登録有形文化財など
3. 景観形成地区指定：景観地区指定、地区計画策定
4. 活動支援：地区計画等策定にかかる活動支援、千里NT地区内での活動支援、まちづくり条例による活動支援
5. 大規模建築物等の景観届出制度：環境配慮の届出制度や環境影響評価制度
6. 景観賞：大阪まちなみ賞（府など主催）

(4) 他自治体での取組状況

景観行政団体 464団体（平成22年9月1日現在）
（都道府県 47団体、政令市 19団体、中核市 40団体、その他 358団体）
うち、景観計画策定団体 294団体

3. 今後の施策展開の考え方（～平成25年度当初まで）

(1) テーマについての3年後（平成25年度当初）のあるべき姿

「景観形成基本計画」の見直しを終え、景観計画の目標—魅力ある都市空間の創出、心に響く文化空間の創造、都市の顔づくり・地域の顔づくり—に向けての取り組みを進めている。

(2) (1)のあるべき姿に向けた今後3年間の取組（具体的、簡潔に）

- ・現在の「景観形成基本計画」は、目標年次を平成34年度（2022年度）とし、そのうち平成24年度（2012年度）までを前期の計画期間として設定している。このため、平成25年度の後期計画期間開始に向けた計画の見直しを平成23年度から2カ年をかけて行っていく。
- ・5年ごとに表彰事業（都市デザイン賞）を行う。次回は23年度実施予定。（募集については今年度から）
- ・市民・事業者への啓発のためセミナーを年1回程度開催する。

(3) 2—(2)の問題点・課題の解決の方法

- ・企画部門と指導部門との統合
- ・法による制度と条例による制度の統合や使い分けの検討

たな卸しシート

(4) 2—(3)にかかる事業整理の考え方（他部局や他セクターとの連携等も含めて）

〈企画部門と指導部門の統合〉

協議・指導の内容を企画事業に反映していく。

〈景観形成地区等の指定〉

景観形成地区や景観地区指定に関しては、保存する地区だけでなく、これから景観形成を図るべき地区の指定も視野に入れ、市の取り組み方法等を検討していく。

〈協定・活動支援〉

住民が主体的に運用する景観協定、景観形成協定などについては、建築協定や都市計画法上の地区計画など、同じように景観の制限を規定できる制度がいろいろあるため、市民などから景観形成の相談があれば、関係する部局で検討を行い、景観協定、景観形成協定にこだわらず、相談者の要望に合った制度を案内する。

景観形成をはかる制度 比較表

制度名称	景観地区	景観形成地区	景観協定	景観形成協定
根拠法令	景観法(第61条) 都市計画法(第8条)	都市景観条例(第11条)	景観法(第81条)	都市景観条例(第22条)
目的	市街地における良好な景観の形成を図る	重点的に都市景観の形成を図る	土地の良好な景観の形成をはかる	都市景観の形成をはかる
決定主体	市町村	市長	土地所有者、借地者等	住民等
審議(認可)機関	都市デザイン委員会 都市計画審議会	都市デザイン委員会	景観行政団体の長の認可	都市デザイン委員会
対象区域	都市計画区域(市全域) 準都市計画区域	豊中市域	景観計画区域内(市全域)	豊中市域
計画事項	位置、区域、面積、名称	都市景観の形成に関する基本方針、地区景観形成基準	良好な景観の形成に関する	都市景観の形成を図るために必要な事項
決定手続き	縦覧・意見聴取→都市計画案の作成→案の縦覧(法定手続き)・意見聴取→都市計画審議会→都市計画決定→公告	利害関係人との協議→当該地区の住民および利害関係人への周知→都市デザイン委員会→指定→公告	区域内土地所有者等の合意(全員)→市長へ認可の申請→縦覧→関係人の意見聴取→市長の認可→公告、区域内に緑地協定区域の明示	区域内住民の合意(大多数)→市長へ認定の申出→市長の認定
適用期限	期限なし(都市計画)	期限なし	協定で定める期間	協定で定める期間
定めることができる制限内容	建築物の形態意匠の制限 建築物の高さの最高限度又は最低限度 壁面の位置の制限 建築物の敷地面積の最低限度 工作物の形態意匠の制限 高さの最高限度もしくは最低限度 壁面後退区域における工作物の設置の制限 ※工作物の制限は、条例で定める事が必要	建築物、工作物、広告物等の用途 規模 配置 外観の意匠 外観の材料 外観の色彩 土地の区画形質に関する事項 木竹の態様に関する事項	建築物の形態意匠に関する基準 敷地、位置、規模、構造、用途、建築設備に関する基準 工作物の位置、規模、構造、用途、形態意匠に関する基準 樹林地、草地等の保全又は緑化に関する事項 屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置に関する基準 農用地の保全又は利用に関する事項 その他良好な景観の形成に関する事項 有効期間 違反した場合の措置	都市景観の基準 建築物 工作物 広告物 広告物を掲出する物件 木竹等
同意等	都市計画の手続き	利害関係人との協議が整うことが条件	土地の所有者及び借地権を有する者の同意(81条)	住民及び利害関係人の同意(22条)(8割以上)
その他			景観協定区域隣接地を定めることができる(81条) 継承者にも適用される(86条)	地区としては全域であるが、同意していない者に対する強制力はない

2-5-4

制度名称	地区計画	建築協定	風致地区	緑地協定
根拠法令	都市計画法(第12条の4)	建築基準法(第69条) 土地利用の調整に関する 条例(第21条)	都市計画法(第8条)	都市緑地法(第45・54条)
目的	地区レベルの都市計画	住宅地としての環境又は商店街としての利便を高度に維持増進する等建築物の利用を増進し、かつ、土地の環境を改善する	自然的環境を主体とした都市景観を維持する	地域の良い環境を確保する
決定主体	市町村	土地所有者、借地者等	市町村(10ha未満) 都道府県(10ha以上)	土地所有者、借地者等
審議(認可)機関	都市計画審議会	特定行政庁の認可	都市計画審議会	市町村長の認可
対象区域	用途地域が定められている区域 用途地域が定められていないが一定の基準に合う地域(市全域)	(市全域)	都市計画区域	都市計画区域
計画事項	種類、名称、地区計画の目標、地区の整備、開発及び保全の方針と地区整備計画	住宅地としての環境または商店街としての利便を高度に維持増進する等建築物の利用を増進し、かつ、土地の環境を改善するために必要な事項	位置、区域、面積、名称	市街地の良好な環境を確保するために必要な緑地の保全または緑化に関する事項
決定手続き	(原案の申し出)→縦覧・意見聴取→都市計画案の作成→案の縦覧(法定手続き)・意見聴取→都市計画審議会→都市計画決定→公告	区域内住民の合意(全員)→特定行政庁への提出→縦覧→公聴会→特定行政庁の認可→公告	縦覧・意見聴取→都市計画案の作成→案の縦覧(法定手続き)・意見聴取→都市計画審議会→都市計画決定→公告	区域内土地所有者等の合意(全員)→市長へ認可の申請→縦覧→関係人の意見聴取→市長の認可→公告、区域内に緑地協定区域の明示
適用期限	期限なし(都市計画)	協定で定める期間	期限なし(都市計画)	協定で定める期間
定めることができる制限内容	地区施設(道路、公園など)の配置、規模 建築物等の用途 容積率(最高・最低) 建ぺい率(最高) 敷地面積(最低) 建築面積(最低) 壁面の位置 壁面後退区域に設けられる工作物の高さ(最高、最低) 形態若しくは意匠 緑化率(最低) 垣またはさくの構造 樹林地、草地などの保全に関する事項 土地の利用に関する事項	建築物の敷地に関すること 位置(建築物の壁面の距離の制限など) 構造 用途 形態(階数、高さ、建ぺい率や容積率など) 意匠(色彩、屋根形状、広告物など) 建築設備	建築物の建築 宅地の造成 木竹の伐採 その他の行為	保全又は植栽する樹木等の種類 場所 保全又は植栽するかき又はさくの構造 管理に関する事項 その他の事項
同意等	土地の所有者その他利害関係人の意見を求めることが義務付けられている(16条2項)	土地の所有者及び借地権を有する者の同意(69条)	都市計画の手続き	土地の所有者及び建築物その他の工作物の所有を目的とする地上権または賃借権を有する者の同意(45条)
その他	都市計画として決定されるので、同意・不同意に関係なく地区として適用される。地区レベルの計画として、土地所有者等の意見を十分に反映させうえて、きめ細かな内容までコントロールすることができる制度	建築協定区域隣接地を定めることができる(70条) 継承者にも適用される(75条)	現状を凍結的に保全すべき所を緑地保全地区、ある程度の改変が行われてもよい地域を風致地区としている。また、景観地区が主として建築物などの人工景観を対象とするのに対し、風致地区は自然景観の維持が主体である。	緑地協定区域隣接地を定めることができる(45条) 継承者にも適用される(50条)

活動支援の制度一覧

制度名称	都市景観形成助成	地区計画等推進助成	千里ニュータウンにおける土地利用のルールづくりに対する支援	まちづくりアドバイザー派遣	まちづくりコンサルタント派遣	まちづくり活動助成
担当部局	環境部環境政策室	まちづくり推進部都市計画課	まちづくり推進部千里ニュータウン再生推進課	まちづくり推進部まちづくり支援課		
開始年度	平成12年度	平成16年度	平成21年度	平成4年度		
根拠	都市景観条例	土地利用の調整に関する条例		まちづくり条例		
	技術的援助	コンサルタントの派遣	コンサルタントの派遣	アドバイザーの派遣	コンサルタントの派遣	
	景観形成地区内での景観、デザイン面等の技術的助言、指導	地区まちづくり計画等の作成を目的とした活動への助言、支援等	千里ニュータウン内で、土地利用のルールづくりを目標とする団体への助言、支援等	まちづくりの制度・手法等についての助言等	組織の運営やまちづくり構想の作成に関する指導・助言等	
技術的な支援の概要	景観重要建造物などの管理を行う際の維持管理、修理、外観修景にかかる助言、指導				まちづくり構想の作成に関する指導・助言	
	景観事業助成 景観形成地区内での修景にかかるもの	地区まちづくり計画等の作成を目的とした活動に対するもの				認定されたまちづくり協議会の活動にかかるもの
	保存助成 景観重要建造物などの外観の保存修景にかかるもの					まちづくり協議会の設立を目的とする地域住民の組織の活動にかかるもの
助成の概要	活動助成 景観虚位低、景観形成協定の締結にかかるもの					
支援実績	永楽荘桜自治会地区 新千里南町3丁目住宅自治会地区	緑丘地区計画地区 新千里南町1丁目地区 東豊中町 神州町	新千里南町1丁目地区	豊中駅前まちづくり推進協議会 おかまちまちづくり協議会 まちづくり協議会そね21の会		
備考	都市景観要綱に基づくものは平成5年度より施行					

2-5-6

都市景観セミナー

回 開催日	内 容	講 演 者	出席者数
1 1989. 8.24	都市の建築デザイン ～豊中市の地域特性をいかして	紙野桂人(大阪大学教授) 安部大就(大阪府立大学教授) 鳴海邦碩(大阪大学助教授) 遠藤剛生(建築設計事務所長)	67
2 1990. 3. 7	アーバンデザインマニュアル ー公共空間編ー	紙野桂人(大阪大学教授) 太田隆信(坂倉建築研究所事務所長) 恒成一訓(市内在住写真家)	63
3 1991. 6. 1	アーバンデザインマニュアル ー建築指針、ケーススタディ編ー	紙野桂人(大阪大学教授)	78
4 1992. 2.28	アーバンデザインマニュアル ー屋外造形編ー	今井祝雄(造形作家)	67
5 1992.11.18	景観行政を考える ～市民・事業者・行政の役割～	安田丑作(神戸大学助教授)	70
6 1993. 2.18	これからのアーバンデザイン ～景観行政を考える～	久隆浩(大阪大学工学部助手) 原昭夫(世田谷区都市デザイン室長) 国吉直行(横浜市アーバンデザイン室主任調査員)	102
7 1993.12. 2	都市景観と文化 ～人間らしさが実感できるまち～	新宮晋(造形作家) 若一光司(作家)	88
8 1994. 2.24	豊中市の景観行政に関わって ～都市アドバイザーからの提言	豊中市都市デザインアドバイザー 久隆浩(大阪大学工学部環境工学科助手) 加藤精一(生活環境問題研究所主任研究員) 藤本英子(京都市立芸術大学デザイン科講師)	53
9 1995. 3.30	公共建築物の設計に必要な視点	井口勝文(竹中工務店開発計画本部長)	54
10 1995.11.16	歴史をいかした景観づくり 景観シミュレーションの実演	加藤晃規(大阪大学工学部環境工学科助教授) 富士ゼロックス(株)	67
11 1996.9.4	まちを彩る魅力的な広告づくり ー豊中市屋外広告物景観形成 ガイドラインー	久隆浩(大阪大学工学部環境工学科助手) 菅野智木(日経アド・エージェンシー媒体局課長代理)	118
12 1997. 6.30	音環境デザインを考える ー鐘の音に何を聞くかー 音環境デザインマニュアルの策 定経過および内容説明	大野嘉章(東京都練馬区環境建築部環境保全 課) 金城巖(大阪府環境保健部環境局交通公害課)	80
13 1999. 3.26	みどりと都市景観	増田昇(大阪府立大学教授) 横山宣致(都市緑地研究所)	93
14 2000. 3.28	都市の景観照明 ー21世紀の都市照明	面出 薫(LPA代表)	97
15 2001. 3.27	都市の景観色彩	古田裕二(日本建材産業協会)	76
16 2002.1.25	まちづくり都市デザインイベント	鳥山千尋(杉並区保健福祉部児童担当部長)	104
17 2003.1.22	ワークショップでつくる公園から景 観のまちづくり	長谷川弘直(ランドスケープ・アーキテクト)	89
18 2004.1.27	みどりと環境デザイン	増田昇(大阪府立大学教授)	90
19 2007.2.15	地域の景観と色彩について	藤本英子(京都市立芸術大学助教授)	59
20 2008.2.19	都市景観とまちづくり	久隆浩(近畿大学教授)	53
21 2009.2.20	豊中市景観計画と色彩について	藤本英子(京都市立芸術大学准教授)	70
22 2010.2.16	まちなみを育てる 住宅の色と景観調和 地区計画とまちづくり	渡辺安人(アーキタイプ工房) 太田尊靖(都市・計画・設計研究所)	78